

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、B共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のB共済組合員記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年4月1日）及び資格取得日（昭和38年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万4,224円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年6月1日まで

私は、昭和35年5月に、B共済組合に臨時雇として採用され、同年10月1日付けで部付職員となった。

その後、平成8年10月までの期間において継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について、B共済組合の組合員記録が確認できないことに納得がいかない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている履歴表から判断すると、申立人は、昭和35年5月9日にB共済組合に臨時雇として採用され、同年10月1日に部付職員を命ぜられた後、36年10月にA社の採用試験に合格したため37年3月31日に退職扱いとなったこと、及び申立期間においてはA社C事業所で臨時職員として業務に従事した後、38年4月1日にA社D事業所係員に命ぜられたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも、「時期は定かではないが、申立人はB共済組合職員からA社職員に変更になった。申立人が一旦退職したこと、及び長期間にわたり休職したことは無かった。」と供述している。

さらに、B 共済組合運営規則に係る通達により、部付職員であった者が同職員でなくなったときから A 社正職員に採用されるまでの期間において、一月につき少なくとも 1 日以上臨時職員であった場合は、当該臨時職員であった期間は組合員期間として取り扱って差し支えないものとされているところ、前述の同僚の供述等から判断すると、当該期間は B 共済の組合員期間であったことが認められる。

加えて、B 共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされることから、申立人の申立期間に係る資格喪失日（昭和 37 年 4 月 1 日）及び資格取得日（昭和 38 年 6 月 1 日）を取り消すことが必要である。

なお、共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入されたものであり、同年 3 月以前の標準報酬月額は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされている。申立人の申立期間における俸給は明らかではないが、申立人は、申立期間以外に昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの期間及び 38 年 6 月 1 日から 61 年 3 月までの期間について、共済組合員期間（平均標準報酬月額 20 万 3,660 円）を有している。このように昭和 61 年 3 月以前の共済組合員期間が存在する場合には、社会保険庁（当時）の原簿には、56 年 4 月から 61 年 3 月までの期間において同条に規定された額を計算し、当該額を標準報酬月額として記録することになっていることから、申立期間を含む昭和 35 年 10 月から 61 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額については、20 万 4,224 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年9月まで

私は、昭和41年10月にA事業所に就職してから、同事業所を退職する58年10月までの期間において、毎年給与支給額が上がっていた記憶がある。しかし、年金事務所の記録では申立期間の1年間だけが前後の年と比較して半分程度の標準報酬月額になっていることが分かった。30年も前の話であるが、標準報酬月額が大幅に下がった記憶は無いので、調査の上、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が所持する昭和55年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)の控えにより、申立事業所は、申立人が主張する標準報酬月額(22万円)に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていることが認められる。

また、昭和56年度の算定基礎届には、申立期間に係る標準報酬月額を示す「従前の標準報酬月額」欄に22万円と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人のA事業所における昭和55年10月から56年9月までの期間の標準報酬月額を22万円とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から同年9月頃まで

私は、昭和19年6月頃から20年9月頃までの期間において、B社所有のC船舶に乗り組んでいたが、年金事務所の記録では同年4月1日に船員保険被保険者の資格を喪失したとされている。

戦火が激しくなっていた昭和20年7月頃にD県E港で大空襲に遭い、乗り組んでいたC船舶が同港で触雷し航行不能となったこと、終戦後の同年9月頃に事業所から呼び出しがあつてC船舶とは別の船舶に乗り組もうとしたが、GHQの指令でかなわず、そのまま退職したことを記憶しているので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC船舶に関する具体的かつ詳細な記憶及び複数の同僚の供述並びにD県史における昭和20年7月中旬のD県E港空襲の記述等から判断すると、申立人が申立期間のうち少なくとも同年4月1日から同年7月1日までの期間において、C船舶に乗り組んでいたことが認められる。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿において、C船舶は申立期間当時、A事業所に管理されていたことが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社に係る昭和 20 年 3 月の船員保険被保険者名簿から 45 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 20 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 7 月 1 日から同年 9 月頃までの期間については、申立人及び同僚の供述並びに D 県史から判断すると、C 船舶は同年 7 月頃に航行不能となったことがうかがえる上、当該期間に申立人が船員として船舶に乗り組んでいたこと、及び予備船員として雇入れされていたことを確認できる関連資料等は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から44年3月までの期間及び44年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から44年3月まで
② 昭和44年8月から47年3月まで

私は、両申立期間、A県B市で母親が経営する店を手伝っていた。当時はB市の委託職員らしき人が自転車で集金に来ており、母親が私の国民年金保険料も合わせて納付していたのを覚えている。

母親は全て納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月頃払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「母が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を集金に来ていた市の職員に納付していた。」と主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたB市は、「当市においては、職員(又は委託職員)が各家庭を巡回して国民年金保険料を徴収する制度は無かった。」と供述していることから、申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人の母親が申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から同年 11 月 12 日まで
② 昭和 45 年 11 月 16 日から 46 年 4 月まで
③ 昭和 47 年 5 月から 48 年 6 月まで
④ 昭和 48 年 8 月から 49 年 6 月 5 日まで
⑤ 昭和 50 年 8 月 29 日から 51 年 9 月 13 日まで

申立期間①及び②については、私はA社で勤務した。同社における厚生年金保険の被保険者記録は昭和 44 年 11 月 12 日から 45 年 11 月 16 日までの 12 か月間とされているが、同社に勤務中の同年 10 月頃に、勤務中の負傷により約 40 日間において入院したことを覚えており、同社には 18 か月間において勤務したと思う。

申立期間③については、B社で業務に従事した。主に、同社の取引先であるC社の業務に従事し、取引先に直接出勤していたので、B社には1か月に約1回しか出勤しなかったが、健康保険被保険者証を所持していたと思うので厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間④及び⑤については、D社に勤務し業務に従事した。入社当時は会社の寮に居住し、しばらくしてアパートを借りて通勤したことを覚えている。また、両申立期間とも同社に継続して勤務しており、長期にわたり休職した記憶も無いので、調査の上、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する労働者名簿によると、申立人は昭和

44年11月12日に採用された旨記載されているところ、当該採用日はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日及び雇用保険被保険者資格の取得日と一致することが確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間①を含む昭和43年10月1日から44年10月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録においても、当該期間においてE社における被保険者記録が確認できる上、前述の労働者名簿においても、当該期間において申立事業所とは別の事業所に勤務していた旨記載されていることなどから判断すると、申立期間について申立人がA社に勤務していたことを推認することができない。

さらに、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和45年11月15日にA社を離職したと記録されており、当該記録は、前述のA社に係る被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合する。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、申立期間②中の昭和45年11月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できるところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録においても、同日においてF社における被保険者の資格を取得したことが確認できることから判断すると、当該期間について申立人がA社に勤務していたことを推認することができない。

また、A社及びA健康保険組合に確認しても、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、昭和47年5月1日から48年7月26日までの期間において、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とともに同社の顧客であるC社において業務に従事していたとして申立人が氏名を挙げた同僚の氏名は無い上、申立人は、「B社における当時の従業員は約40人だった。」と供述しているところ、申立期間の被保険者数は約20人であったことが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らな

い状況がうかがえる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主から申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、雇用保険の被保険者記録及びG厚生年金基金の加入員記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日、雇用保険被保険者資格の取得日及び加入員資格の取得日は、いずれも昭和49年6月5日であることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚はいずれも、「申立人がいつ頃入社し、いつ頃退社したかについては覚えていない。」と供述しており、申立期間④において申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

さらに、D社は、「当時の労働者名簿等の関係書類は既に廃棄しているため、申立人が勤務していたことを確認することができない。」と回答している上、同社が加入していたH健康保険組合は、「申立期間④における組合員の加入記録は既に廃棄した。」と回答しており、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

加えて、申立期間⑤については、D社に係る前述の被保険者名簿及びG厚生年金基金の加入員記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び加入員資格の喪失日は、いずれも昭和50年8月29日であることが確認できるところ、当該資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日と符合している。

また、申立人は、「一旦退職し、当時の課長に声をかけられたので再度入社したが、その時期は覚えていない。」と供述しているところ、D社に係る前述の被保険者名簿、雇用保険の被保険者記録及びG厚生年金基金の加入員記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日、雇用保険被保険者資格の再取得日及び加入員資格の再取得日は、いずれも昭和51年9月13日であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠落は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月頃から 22 年 7 月頃まで

私は終戦後、A社がB市で運営していた事業所で私の友人であるC氏と一緒に勤務していた。当該同僚には同社D事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに、同時期に入社し、同時期に退職した私には被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚及び申立期間当時、A社D事業所がB市で運営していた事業所の付近に居住していたとする者の供述並びに申立人の同僚に係る具体的な記憶等から判断すると、申立人が申立期間に申立事業所が運営する事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の関連資料は無く、事業所経営の実態や、申立人の厚生年金保険に係る手続等については不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における申立事業所での勤務形態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することはできない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人は、「私は、一緒に勤務していた者と異なり、業務用資材等を所持して勤務していたので、ほかの者よりも多く給与を支給されていた。」と供述している一方、申立人が同僚として名前を挙げた3人のうちの二人には、当該被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立事業所では全ての

従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間当時、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 63 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 1 月から私自身が代表取締役であった A 社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の報酬月額と著しく相違していることが分かった。申立期間当時、私は、私の娘を海外に留学させ、高級車を数台保有するなど生活水準は高かったので、申立期間当時の実際の報酬月額は 90 万円であったことは間違いない。申立期間について実際に受け取っていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

商業登記簿謄本等により、申立人は申立期間において、申立事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時、A 社の代表取締役であり、私自身が社会保険料の控除など社会保険関係の事務を行っていた。」としていることから、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項

ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 1 月まで

私は、A市に所在したB事業所で勤務した期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるのに、厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかない。

同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する「労働者名簿」によると、申立人の雇入日が昭和 46 年 7 月 26 日と記載されていることが確認できるものの、戸籍の附票から、申立人は、申立期間の直前の 47 年*月に長男を出産し、同年 7 月*日に入籍していることが確認できること、当該名簿の申立人の氏名は旧姓で記載されたままとなっていること、申立事業所とは異なる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は 46 年 9 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できること、及び申立人は、「B事業所には一回しか勤務したことはない。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間にB事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一人が、「一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、申立期間を含む前述の労働者名簿に記載された雇入日（昭和 46 年 7 月 26 日）から申立期間最終月（昭和 49 年 1 月）までの期間について、「労働者名簿」で確認できる同僚 5 人のうち、前述

の被保険者名簿で記録確認できる3人のうちの二人の雇入日が、当該被保険者名簿における被保険者資格の取得日と一致していないことから判断すると、同社においては、従業員について申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、B事業所の同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。